

令和7年第5回定例公安委員会会議録

開催日時 令和7年2月13日(木) 午前11時11分～午後2時45分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時5分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 笠田委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長
樋口警備部長 濱本警察学校長 坂口情報通信部長
吉村警務部参事官

(事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

4 報告事項

- 管区警察局による監察の受監結果(令和6年度第2回)(警務部)
- 令和6年度警察庁による監察の受監結果(警務部)
- 令和6年における人身安全関連事案への対応状況(生活安全部)
- 自転車運転者講習の実施(交通部)

(1) 管区警察局による監察の受監結果(令和6年度第2回)(警務部)

警察本部

警察本部から、令和6年度第2回の管区警察局による監察の受監結果について報告がなされた。

委員

管区警察局による監察を受けられ、概ね良好な結果であったとのことである。日頃からきっちりと業務を行っておられることの表れだと思う。改善を要する部分については、対策をお願いしたい。

委員

保護業務について、被保護者の動静監視を徹底しており、各種事故防止対策を図られているとのことであった。管区監察を通じて、改善すべき点もあったとのことであるが、こうして外部の目を見ていただくことは大切なことだと思うので、今後も緊張感を持って業務推進をお願いしたい。

委員

管区警察局による監察を受監され、評価基準を満たした点が多く、大変良好である。今後も引き続き、よろしく願います。

(2) 令和6年度警察庁による監察の受監結果（警務部）

警察本部

警察本部から、警察庁による監察の受監結果について報告がなされた。

委員

受監結果について報告があり、かなり細かな点まで監察していただいたものと印象を受けた。結果を受けて、引き続き頑張っていたきたい。

委員

非違事案が発生すれば、県民からの信頼が失墜することになる。そうならないようにするためにも、過去の失敗を活かし、細かな点まで監察を受けることは重要なことである。今回の監察結果は、全体を通して良好とのことであり、引き続き適正な業務推進をお願いする。

委員

県警察では、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組として、相談ツールを多く設けており、素晴らしいと思う。警察職員が仕事しやすい職場環境の構築について、引き続きよろしく願います。

(3) 令和6年における人身安全関連事案への対応状況（生活安全部）

警察本部

令和6年における人身安全関連事案への対応状況について報告する。まず、ストーカー事案について、令和6年中の相談件数は72件であり、前年比で13件増加したが、過去の平均的な件数とは大きく変わらなかった。ストーカーに関する警告は2件、禁止命令は5件、検挙は10件であった。検挙10件のうち、ストーカー規制法違反事件が2件であり、その他は器物損壊、住居侵入、脅迫の罪名で検挙している。

次に、配偶者暴力事案について、令和6年中の相談件数は220件であり、同事案については増加傾向にあるが、内閣府、関係機関団体の広報による社会気運の高まりや、報道等における配偶者暴力は犯罪であるという認識の広まりが、要因として考えられる。検挙については、暴行・傷害などの身体犯がほとんどで、全体の約9割を占めている。ストーカー事案、配偶者暴力事案については、重大事案への発展を防ぐべく、案件を個別に吟味しながら、積極的な事件化を推進し、配偶者暴力支援センター等の関係機関と連携しつつ、相談者等の更なる被害防止のために継続して対応している。

最後に、児童虐待事案について、令和6年中の認知件数は前年比で増加しているものの、昨年以前の数値とは大きく変わらなかった。認知件数の内訳として、心理的虐待、身体的虐待が約9割を占めている。事件化し、検挙した件数は1件であった。認知した案件について、検挙すべき案件は検挙する姿勢で取り組んでいるところ、年によって件数に波がある状況にある。

児童虐待については、警察への通報を介さずに、児童相談所が直接受理する場合があるが、事案の危険性を見逃さないためにも、当県では全件共有制度により、児童相談所が受理した児童虐待事案について情報提供を受けている。このうち、危険度が高いと児童相談所が判断したものについては、即時共有として速やかに警察署に情報が寄せられている。

人身安全関連事案は、事態が急展開して、重大事案に発展するものもある。個々の事案ごとに危険性や切迫性を的確に判断し、関係機関と連携を図りながら、今後も被害者等の安全確保を最優先に考えて対応していく。

委員

各事案について報告いただいた。ストーカー事案について、全国で重大事案に発展し、悲劇的な結果が生じたという事例もあるので、しっかりと対応をお願いしたい。児童虐待事案の多くは、被害者である児童が、自ら声をあげることができないという特徴がある。周りの大人が気づき、声を挙げて、重大な結果につながらないように、しっかりと対応していただきたい。

委員

ストーカー事案に関しては、事案を見極めて、重大な結果につながらないように対応をお願いしたい。配偶者暴力事案について、家庭内での暴力に相当な恐怖

を感じておられる中で、警察に通報していただいていると思う。しっかり対応していただき、警察の役割を果たしていただきたい。児童虐待は、全国的にも悲劇的な事案が度々発生しており、中には声を出せない児童もいることから、重大な事案に発展しないよう、関係機関が連携して児童を救っていただきたい。

委員

児童虐待事案について、しつけとの区別がつきにくいと思うが、児童相談所の意見を聞きながら、連携して対応していただきたい。

(4) 自転車運転者講習の実施（交通部）

警察本部

自転車運転者講習制度は、平成27年6月1日に施行された改正道路交通法により規定されたものであり、自転車危険行為に分類される自転車による交通違反を3年以内に2回以上行った自転車運転者が講習受講の対象となり、公安委員会から自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講を命じるものである。講習は、警察庁がモデルを示したカリキュラムにより、自転車の交通ルールに関するテストや危険予測の事例検討など、合計3時間の内容となっている。

自転車危険行為には、信号無視や指定場所一時不停止等、交通事故に関係する安全運転義務違反など、16類型が定められており、その中で、昨年11月の道路交通法の改正で、新たに罰則が規定された自転車による酒気帯び運転等、携帯電話使用等違反も含まれている。

今回の対象者には、弁明通知書を送付し、弁明の機会を付与した上で受講命令書を交付しており、本日講習を実施する。

県内の過去3年間における自転車危険行為の検挙件数は19件であり、内訳は、交通事故7件、一時不停止違反6件、酒気帯び運転5件、整備不良1件となっている。自転車運転者講習の実施及び受講命令は、公安委員会訓令等により警察本部長の専決事務となっており、交通企画課長の事務代行として規定されている。

今後も担当課において、適切に対応していく。

委員

自転車運転者講習の実施は、この度が県内で初めてとのことであり、しっかりと講習していただきたい。講習対象者が増えるのは良くないことであるが、今後も実施があった際は、対応をお願いしたい。

委員

自転車は免許の要らない車両でありながら、昨今は自転車の運転に原因がある重大事故が増えている状況である。近所の学生が、自転車で高齢者とぶつかったところを目撃したことがあり、是非、学校側にも指導を働き掛けていただきたい。

自転車の危険行為が16類型あるが、酒気帯び、携帯電話の使用、歩行者の保護等、重点を置いて取り締まっていたきたい。

委員

自転車の交通ルールについては、普段乗り慣れていないと、更に自信がなくなってしまう。学生を含め、自転車運転者による危険行為が発生しないよう、定期的な講習を行っていただくなど、対策をお願いしたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

令和6年中における人身安全関連事案への対応状況

4 報告事項

- ・警察音楽隊の部隊運営状況について
- ・第24回ミニ広報紙コンクールの開催
- ・第20回「竹島の日」記念式典に対する鳥取県警察の対策

5 決裁

審査基準の制定

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。